

# 2008年財政法個人所得税法改正について

2008年8月

2008年財政法 (Finance Act 2008) が7月21日に裁可を受け、居住、英国外所得の課税、および株式関連報酬に関する改正法が2008年4月6日に遡及して施行されます。これにより、「非永住者 (Non-Domicile)」ならびに「通常でない居住者 (Not Ordinarily Resident)」を対象とする課税について大幅な税制改定が実施されることとなりました。改正法は2007年10月に提示された改正案から発展し、法律化されたものの、この法令の実務上の取り扱いについては不明な点が多く、今後次第に詳細が明確化されていくことが予想されています。

## 2008年財政法の主な変更点

### 居住

居住形態を判定する際の日数の数え方が変更となり、短期もしくは臨時的滞在を意図して英国を訪れた個人が英国内で深夜を迎えた日を、英国滞在日として扱います。これにより、英国で24時間を過ごした日だけを計算した従来の方法よりも日数は多くなります。

### 英国外所得の課税

英国非永住者、また通常でない居住者はこれまで、英国外で発生する大半の所得およびキャピタルゲインについては、送金しない限りは英国での課税を免れることが可能でした。しかし2008年4月6日以降は、

1. 納税者がこれまで同様送金ベースによる課税を希望申請する場合は、個人所得税における基礎控除 (非課税枠) およびキャピタルゲイン税における年間免税額を放棄しなければなりません。結果として、算出税額が増加となります。ネット保証である駐在員が送金ベースでの申告を選択することによって増加となる雇用主負担税額は、年間約4,000ポンドとなります。

2. 英国に送金していない英国外所得、およびキャピタルゲインが2,000ポンド未満である場合は、前述の非課税枠を放棄することなく送金ベースによる申告を行うことができます。

3. 過去9課税年度のうち7年英国の居住者であった納税者が上述の送金課税を申請する年度においては「送金ベース追加課金」として年度毎に30,000ポンド支払わなければなりません。英国において支払う当該課金に対して、租税条約による二重課税の回避が適用できるように (英国側は) 各国に働きかけているものの、この点に同意した国はまだありません。

4. 送金ベースでの課税が適用されない、もしくは敢えて申請しない場合においては、全世界所得およびキャピタルゲインが英国にて課税されます。

5. 所得やキャピタルゲインが英国に送金されても課税されないことを可能にした様々な例外的措置は無効となりました。

6. 複数の「源泉」をもつ所得やキャピタルゲインが混在する銀行口座より資金を英国へ送金する場合、どの所得から送金が行われたのかを判定する方法が変更となりました。例えば、英国勤務相当分と英国外勤務相当分の所得が共に英国外の銀行口座に支払われている場合、これまでは課税年度全体を総括して判定することが可能でしたが、今後は送金毎に個別に、以下を判定しなければなりません。

- 英国に送金され、送金ベースの課税対象となる所得
- 英国に送金されず英国外口座に残り、英国に送金されると課税対象となる所得

## 2008年4月以降個人所得税法改正について（駐在員対象）

7. 各トランザクション毎に送金分を算定するには、以下の点を考慮しなければなりません。

- それぞれの銀行口座への支払い（毎月の給与等）のうち英国勤務日に相当する所得分と英国外勤務日に相当する所得分をどのように確定するか。毎月の英国・英国外勤務日の割合を適用するのか、あるいは課税年度全体の割合を適用するのか、もしくは他の方法で算出するのか、歳入・関税庁は未だこの点を明らかにしていません。
- 英国外の銀行口座から英国に所得を送金した場合、どの種類の所得が優先的に送金されたのかを確定する「マッチング」の規則が設けられました。例えば銀行口座に雇用所得のみがあると仮定した場合、送金時に口座にある資金のうち、まず英国勤務に相当する所得分が先に送金されたと思なされ、次に英国外勤務に相当する所得を送金したと思なされます。
- 英国外の銀行口座から、英国以外に送金が行われた場合（例えば、資金を英国外の他の銀行口座に送金、あるいは英国外での投資に充てた場合）、どの種類の所得が送金されたのかを判定する必要があります。原則、送金時の同口座にある各種所得の配分率を掛け合わせるによりこれを算出します。

### 株式関連報酬

8. 2008年4月6日以降に「通常でない居住者」である従業員が株式関連報酬（ストック・オプション、制限付き株式報酬を含める）を受けた場合、今後「通常の居住者」である従業員と同様の取り扱いにて課税されます（これまでは取り扱いが異なっていた）。

9. 歳入・関税庁は、株式関連報酬に係わる規定に対し、課税年度分割（スプリット）居住規定が多くの場合適用されることを正式に認めました。これにより、英国到着以前に与えられた株式関連報酬は、同じ課税年度内であってもこれが英国勤務を見越して供与されたものでなければ、英国で課税対象となりません。しかし、現段階ではこの扱いはまだ法令化されておらず、将来法令化した場合において、これと同様の優遇措置を継続適用させるかについては未定です。

10. 雇用主は、株式関連報酬の記録管理や英国における源泉課税・報告義務を再確認し、ポリシーなど随時見直すことが重要です。

駐在員に広く適用されていた送金課税がこれまで以上に複雑になりました。この新法には不具合があることを財務省は認めており、そのため今後、税理士団体など関連機関との共同委員会を設置し、議会在意図した通りにこの改正法が適用、実施されるよう協議検討することを明らかにしています。雇用主は、改正法の多くの実際的な側面がまだ明らかではないことを念頭に置きながらも、駐在員に関する英国での課税方法変更に対応すべくポリシーを見直し、また駐在員に対して必要に応じて指導を行うことが必要となるでしょう。

### 英国個人所得税に関するお問い合わせ

- 福田有紀子 ☎: + 44 (0) 20 7804 9207 ✉: yukiko.fukuda@uk.pwc.com  
プレスマン彩 ☎: + 44 (0) 20 7212 6059 ✉: aya.pressman@uk.pwc.com  
小坂淳子 ☎: + 44 (0) 20 7212 6589 ✉: atsuko.kosaka@uk.pwc.com

This document was not intended or written to be used, and it cannot be used, for the purpose of avoiding tax penalties that may be imposed on the tax payer.

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2008 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

Designed by FS Design and Production, London (06/08 MS)